

# 特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限延長のご案内

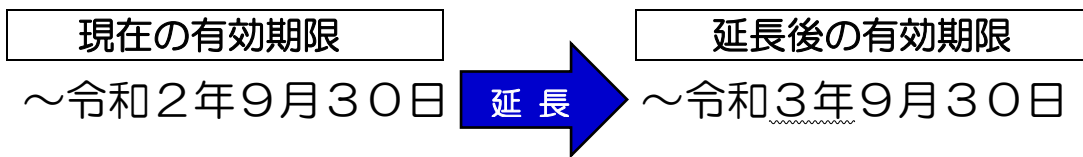
現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」（以下、受給者証と言います）は、令和2年9月30日で有効期間が満了となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、治療の観点からは急を要さない臨床調査個人票の取得のみを目的とした受診を回避するため、有効期限を1年間、自動延長（令和3年9月30日まで）しますので、ご案内いたします。

この延長に伴い、ご案内の皆様に関しましては、次の2点が不要となりますので、ご留意願います。

有効期限延長に伴い ご案内の皆様が <u>不要となる点</u>	令和2年度の受給者証更新に関する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨床調査個人票の取得</li> <li>●各区保健センターへの更新申請</li> </ul>

## 延長対象者と延長期間

ご案内の皆様を対象とし、1年間、有効期限を延長します。



## 延長後の受給者証について

有効期限を延長した新しい受給者証を令和2年7月（予定）にお送りします。

- ※ 自己負担上限額等の受給者証内容が引き継がれたものとなります。
- ※ 8月中旬になっても届かない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡願います。

自己負担上限額  
管理票（冊子）  
も同封します。

## 受給者証の内容に変更がある場合

- 現在の受給者証交付時にご案内していますとおり、住所変更や氏名変更等（裏面参照）があった場合は、随時、変更の手続きが必要です。  
郵送での手続きをご希望される場合は、下記お問い合わせ先までご相談ください。
- 令和2年度の所得変動（市町村民税所得割額の減少等）による自己負担上限額の変更申請の方法については、延長後の受給者証送付時にご案内いたします。

## お問い合わせ先

【受付時間】 平日の8時45分～17時15分

ご不明な点は、お住まいの区の保健センター（健康・子ども課保健予防係）にお問い合わせください。

中央区 健康・子ども課	〒060-0063	中央区南3条西11丁目	TEL 511 - 7222
北 区 健康・子ども課	〒001-0025	北区北25条西6丁目	TEL 757 - 1185
東 区 健康・子ども課	〒065-0010	東区北10条東7丁目	TEL 711 - 3211
白石区 健康・子ども課	〒003-8612	白石区南郷通1丁目南8	TEL 862 - 1881
厚別区 健康・子ども課	〒004-8612	厚別区厚別中央1条5丁目	TEL 895 - 1881
豊平区 健康・子ども課	〒062-8612	豊平区平岸6条10丁目	TEL 822 - 2469
清田区 健康・子ども課	〒004-8613	清田区平岡1条1丁目	TEL 889 - 2047
南 区 健康・子ども課	〒005-0014	南区真駒内幸町1丁目	TEL 581 - 5211
西 区 健康・子ども課	〒063-0812	西区琴似2条7丁目	TEL 621 - 4241
手稲区 健康・子ども課	〒006-8612	手稲区前田1条11丁目	TEL 681 - 1211

## (参考) 受給者証交付時にご案内している変更手続き

### 1 支給認定内容に変更があった場合の手続きについて

次のような場合は手続きが必要です。手続きの方法は、あらかじめお問い合わせください。

内 容		必要なもの
①住所が 変わった とき	札幌市内の転居	受給者証 ※新住所地の区保健センターへ申請
	札幌市外への転居	受給者証 ※お住まいの区の保健センターで受給者証を返納後、新住所地の保健所等で新たな受給者証の交付申請が必要です。
②氏名が変わったとき		受給者証
③個人番号（マイナンバー）が 変わったとき		受給者証、番号確認書類（個人番号カード等）
④健康保険が変わったとき		受給者証、新しい健康保険証
⑤世帯構成や所得状況の変更により、 自己負担上限額が変更になるとき		受給者証
⑥『高額かつ長期』に該当したとき ※下記2をご参照ください。		受給者証、総医療費を証明できる書類（自己負担上限額管理票、領収書等）
⑦世帯（医療保険）の方が、新たに 本制度又は小児慢性特定疾病の対 象となったとき		受給者証（本人のものと、対象となった方のもの）
⑧人工呼吸器等を装着したとき		受給者証、臨床調査個人票（人工呼吸器等に関する記載（常時装着で離脱の見込みが無く、生活全般に渡り介助が必要）のあるもの）
⑨生活保護を廃止したとき		受給者証、新しい健康保険証
⑩生活保護を開始したとき		受給者証
⑪受給者証が不要になったとき（治癒等）		受給者証
⑫受給者証を紛失・破損したとき		受給者証（破損の場合）

→★④～⑨の手続きにより、自己負担上限額が変更になる場合は、申請日の属する月の翌月（申請が1日の場合は当該月）から新たな自己負担上限額が適用になります。

### 2 自己負担上限額の軽減制度について（高額かつ長期）

市町村民税課税世帯の方（受給者証の区分がA3～5の方）で、医療費総額（保険適用前の10割分。特定医療費（指定難病）受給者証適用分に限る。）が50,000円を超える月が、申請月を含む過去12か月間に6回以上ある場合、自己負担上限額が軽減されますので、速やかに申請を行ってください。

自己負担上限額の 軽減額	区分が A3で 10,000 円の方	→ 5,000 円	該当すると、受給者証の 「高額長期」欄に“該当” と記載されます。
	// A4で 20,000 円の方	→ 10,000 円	
	// A5で 30,000 円の方	→ 20,000 円	

※ 人工呼吸器等の装着により、自己負担上限額が 1,000 円の方は対象となりません。

表面のとおり、令和2年度は、受給者証の更新に関する臨床調査個人票の取得や、各区保健センターへの更新申請が不要となります。

新型コロナウイルスに関する感染対策が長期に渡っており、ご負担も多いことと思いますが、より一層ご注意くださいようお願いいたします。